五　平成十五年総務省告示第七百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一　電気通信業務障害防止区域	一　［同上］
当該伝搬障害防止区域の範囲	当該伝搬障害防止区域の範囲
区分	区分
当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）
当該防止区域に係る地域の名称	当該防止区域に係る地域の名称
電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	電波伝搬路の地上投影面の中心線と当該防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれ又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）
上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）
［一～三〇　略］	［一～三〇　同上］
三一	三一
削除	㈠　京都府京都市南区上鳥羽石橋町八番地（九六） ㈡　京都府京都市山科区勧修寺南大日町三五番三三号（一九八・二）
	二・九
	五〇
	京都府京都市南区　上鳥羽石橋町、上鳥羽卯ノ花、上鳥羽火打形町 伏見区　竹田流池町、竹田中島町、竹田真幡木町、竹田段ノ川原町、竹田三ツ杭町、竹田中川原町、深草西浦町六丁目、深草五反田町、深草池ノ内町、深草西飯食町、深草飯食町、深草極楽町、深草直違橋二丁目、深草西伊達町、深草枯木町、深草向畑町、深草大亀谷西久宝寺町
［三二～四七　略］	［三二～四七　同上］
［二　略］	［二　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。